

## 目 次

---

---

1. 建設工事等入札執行心得
2. 提出書類
3. 契約の保証
4. 議会議決を必要とする契約の締結
5. 現場代理人及び監理技術者等について
6. 前払金
7. 中間前払金
8. 部分払
9. 工事实績情報登録 工事实績情報システム【コリンズ】
10. 下請負を使用する場合
11. 建設業退職金共済制度に関すること
12. その他

# 川上村建設工事等入札執行心得

奈良県川上村

## (目的)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）および測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務およびその他建設工事に関連する調査業務等（以下「業務委託」という。）の請負等に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）川上村契約規則（平成9年4月規則第2号）その他の法令並びにこの心得、契約書の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

## (入札等)

### 第3条

1 投函による入札に際しては、次のことを遵守しなければならない。

(1) 入札室においては静粛にしなければならない。

(2) 入札者またはその代理人以外のものは、入札室に立入ってはならない。

(3) 入札室においては、私語をしてはならない。

(4) 入札者は、入札の時間を厳守するものとする。

(5) 入札に出席するものは、原則として入札者ごとにそれぞれ1名とし、入札執行者は入札執行宣言の後入札者またはその代理人の出席を確認するものとする。

(6) 入札者またはその代理人は、入札しようとする場合は、係員に入札通知書の原本または競争入札参加資格確認通知書の原本（事前に当該通知を行なうものに限る。以下「入札通知書等」という。）を提示しなければならない。

入札者の代理人が入札をする場合は、合わせてその権限に係る委任状を提出しなければならない。

(7) 入札書は、定められた日時及び場所において所定の入札箱に投函しなければならない。

(8) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 郵便による入札に関しては、前項のほか次のことを遵守しなければならない。

(1) 郵便の種類は簡易書留郵便とする。

(2) 入札書は、迫郵便局留とし、封筒に「〇月〇日開札、〇〇工事入札書在中」と朱書きするとともに入札書と入札根拠資料（工事費内訳表）を入れ封印等の処置を行ない、川上村長宛の親展とする。

(3) 提出期限を厳守すること。

## (入札の辞退)

第4条 入札者は、投函による入札に際しては、入札書を投函するまで、郵便による入札に際しては、入札書を郵送するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、辞退届けを持参し提出しなければならない。

3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるもの

ではない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 すでに投函または郵送した入札書を書換え、変更し又は取り消すことはできない。

(入札の執行の取消し等)

第6条 入札執行者は、入札を執行する際、入札者の不正行為その他の理由によりその入札を執行することが不相当であると認めるときは、これを延期し、または取り消すことができる。

2 入札執行者は、入札前において天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、または取り消すことができる。

(入札書の投函)

第7条 入札書の投函については次のとおりとする。

(1) 投函による入札に際しては、入札者またはその代理人が自ら投函するものとする。

(2) 郵便による入札に際しては、入札者名義（特定JVの場合は全構成員の名義）によるものに限る。

(開札)

第8条 入札執行者は、投函による入札に際しては、投函を確かめた後、入札者またはその代理人の面前において、開札を行なうものとし、郵便による入札に際しては、郵送された入札書等を受付簿に記載し、立会人の面前において開札（立会人の代理については委任状を確認する。）を行なうものとする。

2 入札執行者は、無効の入札をした者または失格となったものに対し、投函による入札に際しては、直ちにその旨を告げるものとし、郵便による入札に際しては、その旨を通知するものとする。

3 開札してなお落札者が決定しない場合は、当該入札の最低入札額を公表し、入札を打ち切る。

(入札についての注意事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭な場合

(2) 入札書に記名押印を欠く場合

(3) 工事名、工事場所、工事番号に誤脱がある場合

(4) 同一入札者がした2以上の入札

(5) 入札金額の訂正もしくは判読しがたいと認められる入札

(6) 入札に関し、公正な入札の執行を害する行為をした者のした入札

(7) 入札に関し、談合等の不正行為をした者のした入札

(8) 予定価格を超える入札、または最低制限価格未満の入札

(9) 入札書は封印し、封書の表に入札書と明記し併せて工事・委託番号および工事・委託名を記入すること。

(10) すでに投函した入札書をひきかえ変更しまたは取消すことはできない。

(入札金額の記載)

第10条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札書比較価格」という。）を入札書に記載すること。

（落札者の決定）

第11条 予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定により落札者となるべきものが2人以上であるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 郵便入札の場合は、当該入札（開札）事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引くものとする。

（入札執行回数および入札の打ち切り）

第12条 入札執行回数および落札者となるべき者がいないときの取り扱いは次のとおりとする。

（1）入札執行回数は1回とする。

（2）落札者となるべき者がいないときは、入札の打ち切りを宣言するものとする。

（契約書の作成等）

第13条 落札者は、落札の日から5日以内に契約書を作成し、これに記名押印しなければならない。

2 落札者は、正当の理由がないのに前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失う。

（損害賠償金の納付）

第14条 落札者は、契約を締結しない場合には、川上村契約規則により入札金額の100分の8に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。

（異議の申立）

第15条 入札者は、入札後において、この執行要領、契約書案、設計書、仕様書、図面及び入札説明書並びに現場等について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

（その他）

第16条 入札に関しては、すべて係員の指示に従うこと。

## 2. 提出書類

提出先	書 類 名	部数	注 記
担 当 課	◎契約締結時 1 免税事業者届出書	1部	
	2 建設工事請負契約書 (請負額100万円未満は「建設工事請負書」でも可) ※JVの場合は、〈構成員数+1部〉提出のこと。	2部	契約金額は税込み額を記入。
	3 現場代理人等通知書、現場代理人等変更通知書 現場代理人・主任技術者は経歴書添付 監理技術者・専門技術者は資格者証写し添付	1部	…項目5参照
	4 工程表	1部	
	5 工事(事業)着工届	1部	
	6 建設業退職金共済組合掛金収納書	1部	請負額が100万円未満は提出不要。 …項目11参照
	7 契約保証証書	1部	予定価格が5,000万円未満は不要。 …項目3参照
監 督 員	1 生コンクリート及び既製品の発注・承認書	1部	
	2 施工計画書	2部	(監督員と協議のうえ作成)
	3 残土搬入申込書、残土搬入計画書	1部	公的処分地へ残土処理の場合 …項目11参照
	4 施工体制台帳及び施工体系図	1部	…項目10参照
	5 建設工事下請届出書	1部	上記4以外の場合
	6 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書【コリンズ】	1部	請負額が500万円以上の場合 …項目9参照
	7 再生資源利用[促進]計画書	1部	該当する工事の場合

提出先	書 類 名	部数	注 記
担 当 課 監 督 員	◎前払金請求時 1 前払金請求書 2 保証事業会社発行の保証証書	2部 2部	…項目 6 参照
	◎中間前金払認定請求時 1 中間前金払認定請求書 2 工事履行報告書 3 添付資料(平面図、工程表及び写真)	2部 2部 2部	…項目 7 参照
	◎中間前払金請求時 1 前払金請求書 2 中間前払金認定請求書 3 保証事業会社発行の保証証書	2部 2部 2部	…項目 7 参照
	◎部分払請求時 1 請負工事既済部分検査請求書 2 工事(事業)部分払(年度精算)請求書	1部 1部	…項目 8 参照
	◎設計変更時 1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合 は「建設工事変更請書」) ※JVの場合は、〈構成員数+1部〉提出のこと。 2 工程表	2部 1部	
	3 登録内容確認書【コリズ】(提示) 4 出来形測量図、出来形数量算出書及び 出来形図等の関係書類	1部	変更データ分 (500万円以上の工事に限る。)

提出先	書 類 名	部数	注 記
担 当 課	◎ <u>工期延期時</u> 1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合 は「建設工事変更請書」)	2部	
	2 工程表	1部	
監 督 員	3 工期延期届	1部	
	4 登録内容確認書【コリンズ】(提示)	1部	変更データ分 (500万円以上の工事に限る。)
担 当 課	◎ <u>完 成 時</u> 1 完成通知書	2部	
監 督 員	2 工事記録写真、出来形管理表、出来形図、 工事関係図(出来形測量図)及び 工事報告書等の関係書類	1部	
	3 完成写真	1部	
	4 再生資源利用(促進)実施書	1部	
	5 廃棄物管理表(マニフェスト)の写し (提示)	1部	
6 その他監督員が必要として指示した書類			
担 当 課	◎ <u>検査完了時</u> 1 引渡書	1部	
	2 工事(事業)請負代金請求書	2部	
監 督 員	3 登録内容確認書【コリンズ】(提示)	1部	完了データ分 (500万円以上の工事に限る。)
監 督 員	◎ <u>手直し時</u> 1 修補完了届	2部	
	2 手直し写真	1部	
担 当 課	◎ <u>そ の 他</u> ◇ 口座振込依頼書兼登録申請書 (お願い) 工事代金の支払い口座については、完了払い、 前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用 くださるようお願いいたします。	1部	・工事代金支払口座を新規 または変更登録するとき ・完了払いと前払いの口座は 別口座としてください。



### 3. 契約の保証

落札者は、この契約締結と同時に、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は金銭的保証とします。

- a. 保証を要する工事 … 川上村契約規則第 18 条によります。  
ただし、予定価格が 5,000 万円以上のものは、全て対象となります。  
平成 20 年 6 月から共同企業体で受注の場合も必要となります。
- b. 履行保証措置 … 下記のいずれかの方法による保証を行ってください。
- (1) 銀行保証（銀行等）
  - (2) 公共工事契約保障（建設業保証㈱の各社）
  - (3) 公共工事履行保証（損害保険会社）
  - (4) 履行保証保険契約の締結（損害保険会社）…保険証券を寄託のこと。  
※保証（保険）期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合 … 発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。
- (2) 公共工事契約保証の場合 … 保証会社に変更契約書（写）を提出のこと。
- (3) 公共工事履行保証の場合 … 発注者に異動承認書を提出のこと。
- (4) 履行保証保険契約締結の場合 … 発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初請負契約額の 30% を超える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

- c. 保証金額または保険金額 … 請負代金額の 10% 以上

### 4. 議会の議決を必要とする契約の締結

議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が 5,000 万円以上の工事）に該当する場合は、議会の議決があるまでは仮契約として、契約約款の末尾に次の 1 条を加えます。

（本契約の確定）

第 62 条 この契約は、村議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとす。

## 5. 現場代理人及び監理技術者等について

受注者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出てください。

現場代理人、監理技術者等（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

監理技術者等の配置等の運用については「監理技術者制度運用マニュアル」のとおりです。

- ・現場代理人 … 現場において受注者の任務の代行する者であり、工事現場に常駐し、その運営、取り締まり等を行います。

また、予定価格が1,000万円以上の工事（土木一式工事については500万円以上の工事）については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任しなければなりません。

資格 = a. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・主任技術者 … 建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を置かねばなりません。工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行います。請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）は専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者  
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用な関係にある者

- ・監理技術者 … 特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）を下請け施工させる場合は監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）は専任でなければなりません。

ただし、専任の監理技術者補佐を置く場合は2件まで兼任できます。

資格 = a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者  
b. 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者  
c. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・監理技術者補佐 … 監理技術者が2件の工事現場を兼任する場合は、これを補佐する者を置かなければなりません。また、監理技術者補佐は専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者又はそれに準ずる者として政令で定める者  
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ 専門技術者 … 1 式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするとき等は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者を工事現場に置かなければなりません。

資格 = a. 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者  
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

※ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

直接的：「監理技術者資格証明書」に記載されている所属建設業者のほか、技術者本人に対して「建設保険被保険者証」、当該建設業者に対しては「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」や「住民税特別徴収税額通知書」及び「当該技術者の工事経歴書」をもって確認。

恒常的：個別の入札案件について、所属建設業者が入札申し込みをした日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。

## 6. 前 払 金

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の前払金を請求することができます。

ただし、早期契約、又は、フレックス工期契約制度による場合、工事開始（指定）日の 14 日前までは請求できません。

- a. 対象請負代金額 … 100 万円以上
- b. 請求限度額 … 請負代金額の 4 / 10 以内です。  
ただし、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の 4 / 10 以内です。
- c. 請求期限 … 契約締結後（※）1 ヶ月以内に請求して下さい。  
※ 早期契約制度による場合：工事開始指定日の 14 日前から  
フレックス契約制度による場合：工事開始日の 14 日前から  
ただし、残り工期が 1 ヶ月未満の場合は請求できません。  
また、3 月に発注する工事については請求できない場合があります。
- d. 支払い … 請求書類の提出日から 14 日以内に支払います。
- e. 使用の制限 … 当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限

る)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

※ 西日本建設業保証（株）奈良支店

〒630-8227 奈良市林小路町 8-1 ニッセイ奈良若草ビル 4F

TEL:0742-22-8093 FAX:0742-27-1787

※ 前払金専用口座について

平成17年4月から「ペイオフ」解禁拡大に関連して、預金の全額が保険の対象となる

『決済用預金（無利息型普通預金）』の利用についても検討してください。

## 7 . 中 間 前 払 金

既に、前払金の受けた受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の中間前払金を請求することができます。

a. 対象請負代金額 … 100万円以上

b. 請求限度額 … 請負代金額の2/10以内です。

ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の6/10以内でなければなりません。また、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の2/10以内です。

c. 中間前払と部分払いの併用 … 中間前払金は、部分払いと併用する事が出来ます。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることはできません。また、同一年度において、部分払の支払を受けた後には中間前払金の請求はできません。

d. 中間前払金の請求の要件 … 次の(1)～(3)の要件を満たす場合に中間前払金の請求ができます。また、工期及び請負代金に変更がある場合は、中間前払金の認定請求の時点での工期及び請負代金額によります。

(1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施機関の2分の1。以下同じ。）を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

e. 中間前払認定請求 … 中間前払金の支払を受けようとする場合は、あらかじめ、中間前払いの請求の要件（上記d(1)～(3))を満たしているかどうかの確認を受けなければなりません。

認定は、原則として、請求のあった日から7日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）に行います。

f. 支払い … 適正な請求書類の提出から14日以内に支払います。

g. 使途の制限 … 当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される場合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

## 8. 部分払

受注者は、出来高部分と一定の工事材料について、部分払の請求を行うことができます。

a. 限度額 … 出来形額の9/10以内

b. 回数 … 単年度予算の場合は工期中に3回以内です。  
ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることはできません。  
複数年度契約の場合は契約時に指示します。

c. 出来高対象 … 下記の部分が出来高の対象となります。  
○ 現場出来形部分  
○ 工事現場に搬入済みの工事材料  
○ 製造工場等にある工場製品

d. 出来高検査 … 「工事（事業）出来形検査請求書」の提出日から14日以内に確認の為の検査を行います。

- e. 支払い … 請求書の提出のあった日から 14 日以内に支払います。  
 ただし、請求書は出来形検査完了後に提出してください。

## 9. 工事実績情報登録 工事実績情報システム【コリンズ】

全国の建設企業の工事実績に関わる情報をデータベース化して、一元管理することにより、日本国内の建設工事に関する客観データを、広く提供することを目的として行われています。

受注・変更・完成又は訂正等において請負代金額が500万円以上の工事が対象となります。

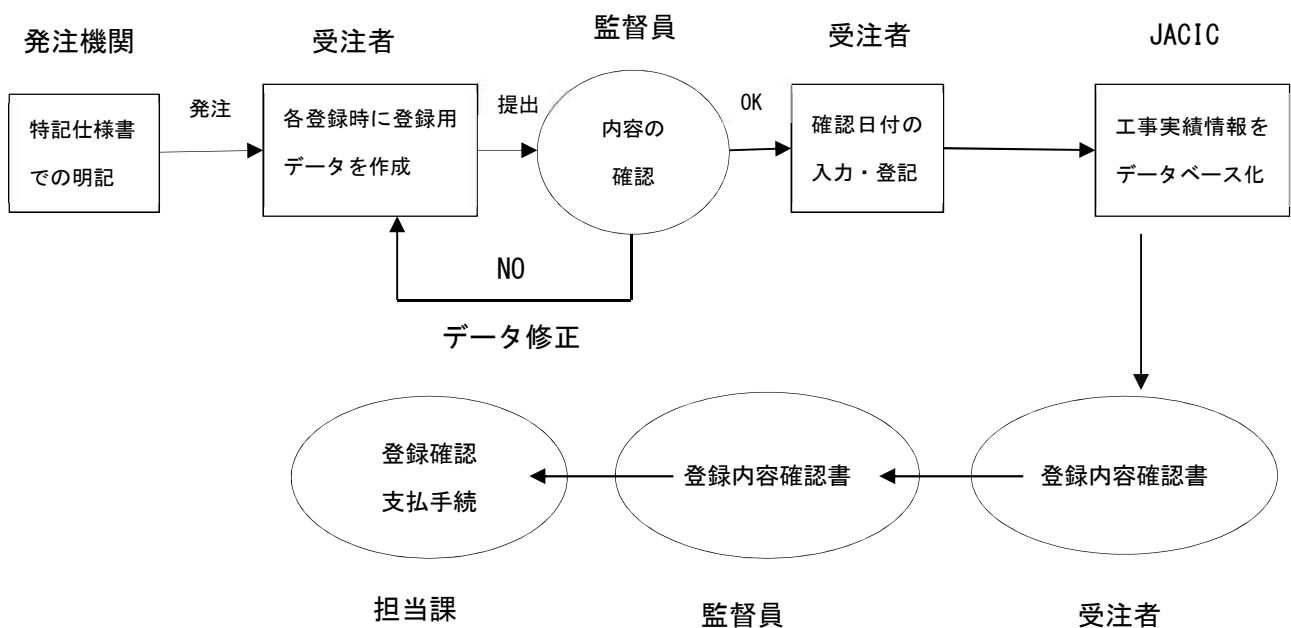
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としません。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

提出の時期は、以下のとおりです。

- (1) 受注時登録時 = 契約締結後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (2) 変更登録時 = 変更時から 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (3) 竣工登録時 = 工事完成後 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）

### a. 手続きのフロー



b. 問い合わせ先

※ (一財) 日本建設情報総合センター (J A C I C)

〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階

TEL: 03-3505-2981 FAX: 03-3505-2665

## 10. 下請負を使用する場合

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び川上村契約規則で、一括下請は禁止されているとともに部分下請については制限を加えられています。

これに違反した者は、営業停止等の行政処分の対象となります。

工事を施工するために下請契約を締結したときは、下記のことをおこなわなくてはなりません。

変更・追加をしようとする場合も同じです。

- 施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
- 各下請負人の施行の分担関係を表示した施行体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げなければならない。

<お願い>

下請業者の選定は県内建設業者をお願いします。

## 11. 建設業退職金共済制度に関すること

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、法律に基づいて設けられた国の制度です。

税法上、掛金の全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われるので、事業主にとっても有利な制度です。

- a. 加入手続き … 事業所所在地の独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

※ 労働者退職金共済機構 建退共奈良県支部

〒630-8241 奈良市林高天町5-1 奈良県建設会館内

TEL: 0742-22-3345 FAX: 0742-22-3346

- b. 証紙購入額 … 証紙購入額は工事に従事する加入対象従事者の延べ就労日数に対応する額となっています。

- 加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合 … 延べ就労予定数の証紙を購入してください。
- 加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することが困難な場合 … 次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を70%として算出しています。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋 梁 等	隧 道	堰 提	浚 渫・埋立	そ の 他 の 土 木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税額及び地方消費税額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

建築、設備等の工事種別については、上記 a の勤労者退職金協会機構 建退協奈良県支部にお問い合わせください。

- c. 収納書提出 … 受注者は契約締結後、1ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち1枚（契約者が発注者へ）を提出してください。  
ただし、請負代金額100万円未満は提出不要です。
- d. 標識の掲示 … 工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。



## 12. そ の 他

○ 奈良県県土マネジメント部編「土木請負工事必携」の規定を熟読のうえ、工事施工にあたること。

※ 奈良県ホームページに掲載しています。

「土木請負工事必携」

<http://www.pref.nara.jp/52278.htm>

※ 「土木請負工事必携」の販売

〒630-8241 奈良市林高天町 5-1 奈良県建設会館内

TEL:0742-22-3338 FAX:0742-22-3346

### <お願い>

○ 県内産品の使用について

工事用に使用する建設資材、物品等は、県内で生産されるものを優先して購入してくださるようお願いいたします。

○ 県内金融機関の利用について

工事代金の支払いに係る振込先口座については、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。

### <お知らせ>

- ① 本村においては、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。
- ② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。
- ③ 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- (1) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 上記③(8)の届出を怠った場合は、「川上村入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。